

制度の利用の流れ

申請受付窓口

- 市役所本庁高齢介護課 ●北村・栗沢両支所
- 幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター

1 事前登録 9月3日受付開始

除雪業者に作業を頼む前に、事前登録が必要です。

登録方法 申請受付窓口
に備え付け、または市ホームページからダウンロードした利用者登録申請書兼同意書を提出



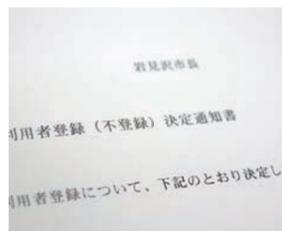
※代理の方が手続きをすることもできます。委任状が必要です。

持ち物 印鑑

2 市が内容を審査し、利用者として登録

利用者登録決定通知書、届出事業者の一覧、助成金の申請用紙が届きます。

※届出事業者の一覧、交付申請書兼請求書は、市ホームページでもダウンロードできます。



3 届出事業者と除雪の契約

届出事業者と雪下ろしまたは間口除雪の契約を取り交わします。

※事業者によっては、申込多数などで受け付けできない場合があります。



5 助成金の申請

平成31年3月29日(金)まで作業および支払い完了後、助成金の申請をしてください。

申請方法 交付申請書兼請求書に振込先など必要事項を記入のうえ、次の書類を添付し、申請受付窓口へ提出

必要なもの

- 印鑑
- 請書または契約書のコピー
- 領収書のコピー
- 作業前後の現場写真

※代理の方が手続きをすることもできます。委任状が必要です。



4 雪下ろし作業や間口除雪作業を実施、支払い

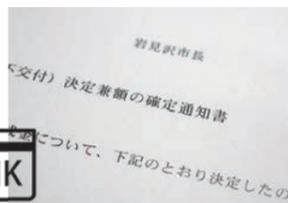


作業完了後、届出事業者に作業代金を支払ってください。届出事業者より「作業前後の現場写真、や「領収書、などが渡されます。



6 市が内容を審査し、助成金の交付決定、助成金の交付

交付決定兼額の確定通知書が届き、指定した振込先に助成金が振り込まれます。



冬のくらしを支える助成



雪下ろし助成

間口除雪助成

市は、雪の処理を自力で行うことが難しい高齢者や障がい者世帯に対して、平成24年度から屋根の雪下ろし費用の一部を助成しています。今年度から、より多くの方に利用してもらえるように、対象年齢を75歳以上から70歳以上に引き下げ、新たに、間口の置き雪除雪の費用の一部を助成することとしました。今月号は、冬のくらしを支援する二つの助成制度を紹介いたします。

問合せ 市高齢介護課

制度の概要

項目	雪下ろし助成	間口除雪助成 新設
内容	屋根の雪下ろしや屋根からの落雪により、日常生活に支障をきたす雪を処理する費用の一部を助成	道路除雪後に、家の間口に残った雪を処理する費用の一部を助成
対象世帯	市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住の、市民税が非課税または均等割のみ課税されている、次のいずれかに該当する世帯（生活保護世帯は除きます） ●平成31年3月31日時点で、70歳以上の高齢者のみで構成されている 拡大 ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方がいる	
対象作業	落雪すると危険がある屋根に積もった雪の処理および屋根から落ちて窓や吸気筒などを塞いでいる雪の処理 ※三角屋根など、屋根から落ちた雪の処理のみの作業も対象。	シーズン契約（複数回の作業）による自宅敷地の間口部分における置き雪の処理 ※間口除雪後に雪を敷地内に置けない場合は、運搬排雪により処理。
助成割合	処理費用の2分の1	処理費用の3分の1
助成費用の上限など	1回当たり20,000円を上限に、ひと冬2回まで	20,000円を上限に、ひと冬1回

具体例 市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住の、市民税が非課税または均等割のみ課税されている

- 対象**
- 75歳と70歳の夫婦
 - 75歳と68歳と45歳（身体障害者手帳を所持）の3人世帯

- 対象外**
- ❖75歳と68歳の夫婦
 - ❖75歳と45歳の親子
 - ❖75歳と70歳と45歳の3人世帯

事業者も

事前に届出が必要です

雪下ろし助成、間口除雪助成の対象となる作業を行うには、事前に届出が必要です。

届出期間 9月3日(月)からシーズン終了まで

要件・届出方法 市ホームページでご確認ください

届出先 岩見沢土木事業協同組合（7西2） ☎22局 2738



市ホームページはこちらから